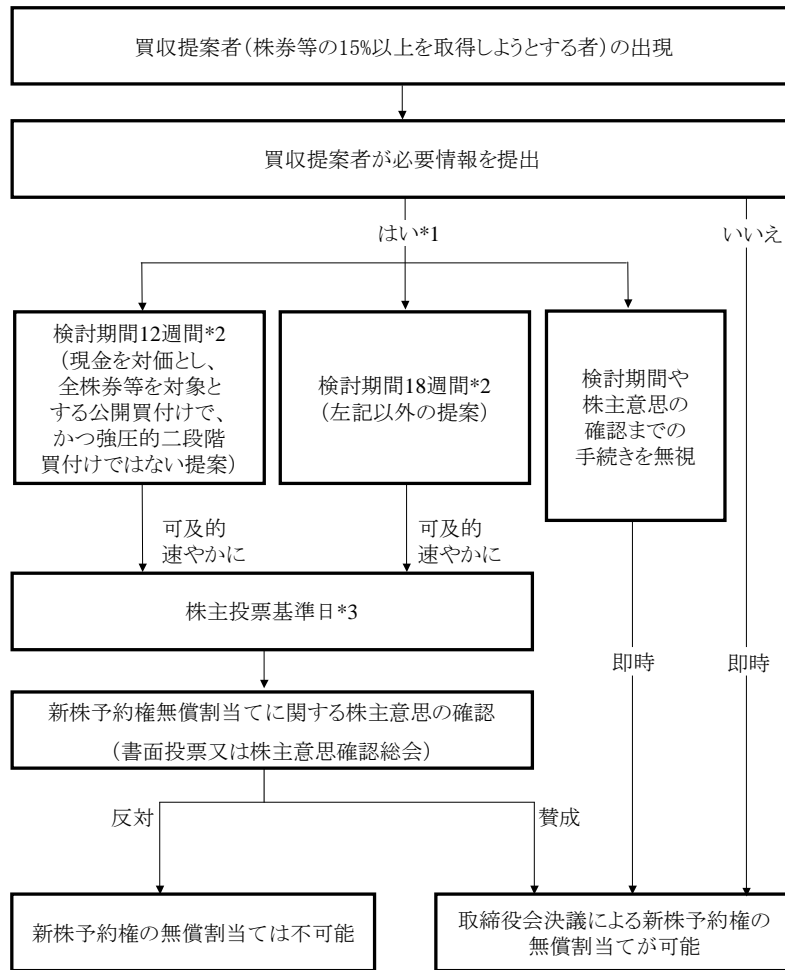


【別紙 1】

（参考）買収提案者の出現から、本新株予約権の無償割当て可否決定に至る手続きの流れ

本チャートは、あくまで本適正ルールに対する理解に資することのみを目的に参考資料として作成されています。ルールの詳細については、「株式の大量買付けに関する適正ルール（「株主意思確認型」買収防衛策）」本文をご参照下さい。



*1 当社取締役会が買収提案者から提出された必要情報を検討した結果、当該買収提案が当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資すると判断した場合、株主意思の確認手続きは中止され、本新株予約権の無償割当ては行われません。

*2 当社取締役会が買付価格が財務的見地から不十分との意見書（Inadequacy Opinion）を投資銀行等から受領した場合 8 週間延長されます。また、買収提案者が証券取引法（これを実質的に承継する法令を含みます。以下同じ。）に基づく日本語で作成された有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書及び臨時報告書（これらについて提出すべき訂正届出書又は訂正報告書がある場合は当該訂正届出書及び訂正報告書を含みます。）又は日本語で作成されたこれらの書類と同等の書類（外国語で作成された書類の日本語による要約文書は含まれないものとします。ただし、証券取引法に基づく外国会社報告書及び外国会社半期報告書に関する例外があります。）を過去 5 年間にわたり提出又は公表していない場合、さらに 4 週間延長されます。

*3 株主投票基準日の公告は、当該基準日の遅くとも 2 週間前までに行うものとします。